

# 千葉市大気環境測定データ提供要領

環境規制課内部規程  
平成21年4月1日制定

## (目的)

第1条 この要領は、環境規制課が管理する大気環境測定データ（以下「データ」という。）の提供方法について定めることにより、データの提供に係る業務の効率性及びデータの利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 年間値 データの確認及び修正の作業（以下「確定作業」という。）を年度単位で行い導出したデータをいう。
- (2) 月間値 確定作業を月単位で行い導出したデータ（年間値に含まれるデータを除く。）をいう。
- (3) 月報 月単位での確定作業が行われた後の当該月に属する1時間値及び日間値のデータをいう。
- (4) 確定値 年間値、月間値及び月報をいう。
- (5) 速報値 月単位での確定作業が行われる前の1時間値又は日間値のデータをいう。
- (5) 電子ファイル データを特定の形式で電子的に収録したものをいう。
- (6) 電子媒体 CD-R等の媒体であって、環境規制課において電子ファイルの記録が可能なものをいう。

## (データ提供の開始日)

第3条 データの提供の開始日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 年間値 当該年間値に係る公表（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第24条に規定する公表をいう。）を行った日
- (2) 月間値 確定作業を月単位で終了した日
- (3) 月報 確定作業を月単位で終了した日
- (4) 速報値 当該速報値が得られる日

2 前項の規定にかかわらず、環境規制課長（以下「課長」という。）は、データの提供の開始日を変更することができる。

## (データ提供の方法)

第4条 データの提供は、次の各号のいずれかに掲げる方法で行う。

- (1) 帳票（データを紙に印字したもの）の郵送、ファクシミリ又は窓口による交付
- (2) 電子媒体（電子ファイルを記録したもの）の郵送又は窓口による交付
- (3) 電子ファイルの電子メールによる交付
- (4) 公表した資料の閲覧又は貸出し
- (5) その他、課長が定める方法

## (データ提供の申請)

第5条 データの提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書の様式に所定の事項を記載し、課長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の様式は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 確定値は、様式1「大気環境測定データ利用申請書（確定値）」による。
- (2) 速報値は、様式2「大気環境測定データ利用申請書（速報値）」による。
- (3) 千葉市域を含む広域のデータの提供の申請における千葉市分の申請については、様式3「千葉市大気環境測定データの使用について（申請）」による。

3 第1項の申請書の提出は、次の各号のいずれかに掲げる方法によって行わなければならない。

- (1) 郵送
- (2) 持参
- (3) ファクシミリでの送信
- (4) 電子メールでの送信

#### (審査)

第6条 課長は、前条に規定する申請の内容を審査し、データの提供を承認することができる。

2 課長は、前項に規定する審査の結果、次の各号の一つに該当すると認める場合は、申請者に対して申請内容の修正を求めることができる。

- (1) データ提供に要する業務量が過大となる時
- (2) 使用目的と他の申請事項との間に整合性がないとき
- (3) その他、提供を行うことが不相当であると認めるとき

#### (データ提供の特例)

第7条 課長は、申請内容が次の各号の一つに該当すると認める場合は、申請者に対し、申請及び審査の手続を省略し、申請を口頭で行わせ、又はデータの提供後に申請を行うことを認めることができる。

- (1) 提供しようとするデータが著しく少量である場合
- (2) 犯罪捜査等の公用であって緊急を要するものにデータを使用する場合
- (3) その他、課長が認める場合

2 課長は、千葉市域を含む広域のデータの提供の申請において、千葉市分の申請を受け付け、申請者に対して書面でデータの提供を承認することができる。

3 課長は、特に必要と認める場合には、この要領に提供の定めのないデータを提供することができる。

#### (データ提供に要する期間)

第8条 データの提供の申請からデータの提供が可能となるまでの標準的な期間は、7開庁日とする。

2 課長は、申請の対象となるデータが多量である等、環境規制課の業務に支障をきたすと認められるときは、前項の期間を延長することができる。

#### (データ提供に要する費用)

第9条 データの対価は無償とする。

2 データの提供の申請から提供までに要する郵送料、電子媒体の購入代金等の費用は、申請者の負担とする。

#### (データ受領者の遵守事項)

第10条 課長は、この要領に基づきデータを受領した者（以下「データ受領者」という。）に次の各号を遵守させるものとする。

- (1) 提供を受けたデータは後日、訂正されることがあること。
- (2) データを利用した結果を公表する場合は、千葉市から提供を受けたことを明記すること。
- (3) データの無断転載、改ざんをしないこと。

2 課長は、データ受領者に対して、データを利用して得られた成果及び公表した資料について報告を求めることができる。

#### (その他必要な事項)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、課長が定める。

## 附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 千葉市大気環境測定データ提供要領（平成7年9月26日施行）は、廃止する。

**附 則**

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。





(申請年月日) 年 月 日

(あて先)  
千葉市長

(申請者) 住 所  
名 称  
氏 名

千葉市大気環境測定データの使用について (申請)

このことについて、下記のとおり申請いたしますので承認をお願いします。

1 使用目的

2 対象測定局

3 対象期間

4 対象項目

5 データの入手方法及び形態

6 担当者の連絡先

住 所 :

電話番号 :

担当者名 :

F a x 番号 :

E-mail :

7 その他

(1) 提供されたデータは使用目的外の使用や第三者への提供はいたしません。

(2) 承認の際に指示された事項を遵守します。